

(回答)

標準報酬月額の計算について (多賀城東小)

1. 通勤手当が複数月分支給される場合の端数処理について

通勤手当が複数月(支給単位期間)分として一括して支給される場合には、1か月あたりの金額を算出して各月の報酬に算入します。当該通勤手当を支給単位期間で除して各月分として算定された額に係る端数金額はこれを切り捨て、切り捨てた額は当該支給単位期間中における末月分として算定される額に加算します。(当該末月分として算定された額に加算した後の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げます。)

2. 特殊業務手当の取扱い

前月分の勤務実績により当月支払われる時間外勤務手当や休日勤務手当などは、当月に支払われる報酬に含みます。

給与関係 (山下第二小)

育児休業中に転居した場合の手当の届出について

1. 住居手当 届出について 住居手当認定要領 P6～7 参照

新規:新たに住居手当の適用職員たる要件(以下「支給要件」という。)を具備することとなった職員

変更等:住居の変更、契約関係の変更、家賃の額の改定、住宅の所有関係の変更又は支給要件の喪失等があった場合

上記の要件にあてはまる場合は、速やかに届け出る必要がある。

(手当なし→手当なし の場合は届出不要)

育児休業中の職員が上記の内容に当てはまる場合は、育児休業中であっても速やかに届出が必要となる。

手当なし→手当なしの変更の場合であっても、K01氏名・住所等修正報告を提出。

2. 通勤手当 届出について

通勤手当認定要領 通勤手当に関する質疑応答集(5) 参照

(5)の設問では長期病気休暇中となっているが、育児休業中の場合も同様の取扱を行う。

継続して通勤することとなる日の属する月の前月以前において移転が完了している場合には、継続して通勤することとなる日の属する月の初日を、また、継続して通勤することとなる日の属する月に移転を完了した場合には、その完了した日の翌日をそれぞれ通勤手当の額を変更すべき事実の生ずるに至った日として取り扱う。

したがって、育児休業中に移転完了している場合は、復帰日の属する月の初日を事実の生ずるに至った日として取り扱う。

サービス関係

1. 育児休業中の年休付与について（山下第二小）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第12条第1項第1号により、他の職員と同様20日付与される。

（第1項第2号・第3号に該当しなければ、20日付与される）

繰越については 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条

→お見込のとおり

2. 出産日が出産予定日より遅れた場合の特休簿記入について（大郷小）

研修会の説明の中で、出産日が予定日より遅れた場合、産前休暇の延長として期間には延長分のみ記入することを説明した（事務提要P869は誤り）。

教育長決裁の場合も同様に、延長分のみ記入するのか？

予定日までの分については既に届出を行い受理されているので、延長期間のみ記入をして届出を行えばよい。

→お見込のとおり

3. 特約退職について（多賀城東小）

育児が事由の場合の特約退職期間について

再採用の時期（子どもの年齢）については、特に明記されていないが、最長で小1の4月に再採用となるように特約をとらなければならないのか？

→お見込のとおり。育児とは小学校就学前の乳幼児の世話を指す。よって、育児を理由とした特約退職の場合には、小学校就学前の子の世話をを行うことが必要であり、特約退職期間を最長とする場合、再採用の時期は子が小学校就学の始期に達する年度の4月1日となる。